令和５年度事業計画

第１　総論

空き家及び所有者不明土地問題に関する法制度の改正が一段落し，今後は，これら新たな制度の運用が始まることとなる。また，これら一連の問題に関して，既に運用を開始している制度にあっては，その実効性が問われる段階へと移行しつつある。

これらの改正について，我々の業務と密接に関係するものとしては，令和６年４月１日から施行されることが予定されている不動産登記における「相続登記の申請の義務化」が挙げられるが，この新たな登記手続の義務化により，これまで様々な理由によって留保されていた相続にまつわる業務についての需要の増加が見込まれる。

改めて述べるまでもなく，登記手続にかかる専門家は，我々司法書士であり，我々の専門性を十分に発揮し，権利の明確化に寄与するためにも，今後の増加が見込まれる相続にまつわる業務について，万全な対応が可能となる態勢を整える必要があるといえる。加えて，これらの相続にまつわる業務の依頼を希望する市民と我々司法書士を円滑に結びつけるための手立てを講ずる必要もある。

このように増加が見込まれる業務については，我々がその受け皿としての機能を十全に発揮することができるよう，次年度は，県下の各自治体との更なる連携の強化を図りたいと考えている。

また，政府が令和３年９月に組織したデジタル庁を中心として，社会全体のデジタル化が推進されている。今後は，このような方針に沿って，規制改革や業務改革が行われることが予想される。これらの変革の波に司法書士業界が乗り遅れることがないよう情報収集を行うとともに，速やかな情報発信に努めることとしたい。

１　相続にまつわる業務への対応力の強化

近年，法務局から発送される「長期間相続登記等がされていないことの通知（お知らせ）」を受け取った市民からの業務依頼が増加する傾向にある。このような相続登記の申請に係る業務は，相続登記の申請の義務化が施行されることで更に加速することが予想される。また，これらの業務に関する市民からの問合せが県下の各自治体の窓口に寄せられるといった事象も数多く見受けられる状況にある。このような市民からの要望に応えるとともに，更に進んだ業務の依頼に対する要望へも対処すべく，県下の各自治体との連携を強化するとともに，当会における業務の受け皿についても同時に充実させたいと考えている。

また，本年４月から施行された「土地・建物に特化した財産管理制度」や「相続土地国庫帰属制度」などの新たな業務についての対応も求められることになる。これらの相続にまつわる新たな業務についても，関係官庁との連携を深めつつ，業務を担うことのできる人材の育成を図りたいと考えている。

２　研修事業

連合会から配信されるオンラインによる研修会を積極的に活用することにより，研修会の開催回数を充実させるとともに，費用の節減を図りたいと考えている。また，昨年度に実施した研修会の実績を踏まえた上で，より会員の受講が容易な研修会の開催方法についても，引き続き検討を行うこととする。

３　相談事業

連合会が令和３年に相続登記促進事業として開設した相談受付システム等をより活用することにより，市民が利用しやすい相談体制へと進化させることとする。また，国の機関や県下の自治体との協定書の締結の実績が積み重なっており，相談員の派遣を依頼される機会も増加している。このような依頼への対応についても，十全に行いたい。

４　広報事業

相続登記の申請の義務化に向けた周知活動として，新聞広告の充実を図るとともに，県下の各自治体との連携を強化することにより，より効果的な広報活動を展開する。なお，本年度は「市民公開講座」の実施は見送ることとした。

５　会員への通知方法

現在，役員間に限定して利用されているグループウェアソフトについては，順次に利用者の拡張を図ることを目標としているところではあるが，既存のシステムからの移行について更なる検討が必要な状況であり，将来的な福井会ネットの機能をグループウェアソフトに移行するための具体的方策について検討することとする。

第２　各論

１　会員の業務に関する事業

（１）会員の執務の指導及び連絡に関する事項

（２）会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事項

（３）市民窓口の運営
（４）職務上等請求書の適正使用の指導
（５）会則，規則及び規程等の検討
（６）司法書士法違反に関する調査
（７）紛議調停に関する対応
（８）総合相談センターの運営
（９）司法書士業務賠償責任保険に関する事項
(10) 職印証明書の発行
(11) 補助者証の発行
(12) 業務図書等の斡旋，頒布
(13) 法改正・制度改正への対応
(14) 民事法律扶助制度の利用促進
(15) オンライン申請利用促進に関する事項
(16) 成年後見制度利用促進に関する事項
(17) 法司協議の実施
(18) 日本司法支援センターとの連携
(19) 簡裁代理等業務を含む裁判事務の受託推進に関する事項
(20) 国民に対して提供する法的サービスの拡充に関する事項
(21) 事業承継・財産承継業務に関する情報収集

２　研修に関する事項
（１）新人特別研修の実施
（２）会員研修会の開催
（３）特別研修に対するサポート
（４）日司連主催研修会への参加奨励

３　司法書士制度の広報に関する事項
（１）各種相談会の開催
（２）司法書士の日記念事業の実施
（３）法教育活動の推進
（４）ホームページの運営
（５）他団体が実施する相談会・講演会への相談員，講師の派遣
（６）その他広報活動
４　関係機関・関係団体との連携に関する事項
（１）公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福井県支部への支援及び連携に関する事項
（２）日本司法書士政治連盟福井県会との連携に関する事項

（３）福井県土地家屋調査士会との連携に関する事項
（４）各自治体との連携に関する事項
（５）その他関係機関・関係団体との連携に関する事項

５　会の運営に関する事項
（１）各種資料及び情報の伝達収集
（２）事務局の運営
（３）グループウェアソフトの活用に関する事項
（４）福井会ネットの運営及び見直し

６　その他渉外に関する事項